

## 2021年度中央大学経済学部聴講生募集要項

1. 聴講許可人員 若干人（各科目について）
2. 聴講期間 2021年4月～2022年3月までの聴講科目の開講期間。
3. 聴講可能科目 専門教育科目、総合教育科目のうち、別表（「履修可能科目一覧」参照）記載のもの。  
詳細は「講義要項」および「授業時間割」を参照してください。
4. 出願資格 (1) 高等学校卒業（見込）以上の者、またはこれと同等以上の学力があると認められる者。  
(2) 外国籍の場合は、出願時において聴講期間中の日本在留が認められている者。
5. 出願期間 春募集：2021年3月22日（月）～3月26日（金）  
秋募集：2021年8月30日（月）～9月3日（金）  
事務室受付時間は以下の通りです。  
月～金 10:00～17:00  
土曜日 10:00～12:00  
※郵送の場合は、簡易書留により経済学部事務室に郵送してください。出願期間内に**必着**のこと。  
**※2021年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により窓口受付時間の変更を行う可能性があります。ご来室の前に必ず本学公式Webサイトにてご確認ください。**
6. 出願書類 (1) 聴講許可願（本学所定用紙）  
(2) 履歴書（本学所定用紙・写真貼付）  
必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、必ず押印してください。  
(3) 最終学歴の学業成績証明書  
(4) 最終学歴の卒業（見込）証明書  
(5) 審査料納入済票  
(6) 住民票の写し（個人票）  
・外国人出願者のみ。国籍、在留資格、在留カード番号、在留期間の明記されたもので、出願期間前3ヶ月以内に発行されたもの  
※次のいずれかに該当する場合は、出願する際にその旨ご連絡ください。  
(注1) 複数学部への聴講を出願する場合、上記(3)・(4)・(6)については聴講科目の最も多い学部正本を提出し、他の学部へはそのコピーを提出してください。  
(注2) 2020年度に引き続き継続して聴講を願う場合、上記(3)・(4)についてはその記載内容に変更がなければ提出は不要です（他学部から継続して聴講する場合を含む。ただし、法学部通信教育課程を除く）。  
(注3) 次頁『7. 審査料』の本文に該当する場合、上記(5)については金額を二重線で抹消し、「継続聴講」または「〇〇学部提出済」と朱書きしてください。

## 7. 審査料

5,000円

継続して聴講を出願する場合、審査料は免除されます（他学部から継続して聴講する場合を含む。ただし、法学部通信教育課程を除く）。複数学部に聴講を出願する場合の審査料は1学部分のみ納入してください。（出願する前に聴講科目の最も多い学部の事務室までお問い合わせください）。  
※納入した審査料は一切返還いたしません。

## 8. 審査方法

書類審査

## 9. 聴講許可通知・手続

- (1) 審査の結果は文書で通知します。聴講が許可された場合、「聴講許可証」と「聴講手続についてのお知らせ」を郵送します。
- (2) 聴講の許可を受けた者は、指定された日時までに手続を行ってください。手続を行わない場合は、聴講を取りやめたものとして取り扱います。
- (3) 聴講手続の完了後、聴講生証を交付します。

## 10. 聴講料

1単位につき5,000円

※出願時に聴講料を納入する必要はありません。「聴講許可証」受領後に納入してください。  
※納入した聴講料は一切返還いたしません。

## 11. 聴講生の成績

聴講生は単位の取得はできません。ただし、聴講した科目について試験を受け合格した場合は、本人の請求により成績証明書の交付を受けることができます。

## 12. 注意事項

- (1) 出願時に申請した聴講科目を変更することはできません。
- (2) 2021年度の授業は4月9日（金）に開始します。

### ◎授業時間

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
自	9:00	10:50	13:20	15:10	17:00
至	10:40	12:30	15:00	16:50	18:40

### ◎その他

1. 経済学部聴講生は、聴講生証を提示することにより、経済学部学生図書室および中央図書館を利用することができます。
2. 中央大学経済学部では専門教育科目の大部分と総合教育科目の一部で Semester 制度を導入しています。Semester 制の下では同一科目の講義を週2回・半期で終了します。  
なお、総合教育科目の大部分と専門教育科目の一部は、週1回・1年間（通年科目）または週1回・半期（半期科目）で講義を行います。  
詳細は経済学部事務室までお問い合わせください。
3. 下記に該当する場合は、経済学部事務室までご連絡ください。
  - (1) 氏名の改姓があった場合。
  - (2) 住所の変更があった場合。

以上